

うふうな意味でのばらばらな問題等も十分検討しまして、早急に出せるよう五十二年度からは確実にやていきたいと思ひますので御了承いただきたく思ひます。なおそれとともに地域に対する活動等の方も指導していただきたく思ひます。

次に「家庭の日」の件でございますけれども、先ほど市長から答弁されたとおりでございますので、一応五十二年度中にこの「家庭の日」の存続とか、中止するとか、今後どうするかというふうな問題につきましては結論を出したいと思ひますのでよろしく願ひ申し上げます。

以上二点について御答弁申し上げます。

○教育委員会庶務課長(浅見裕康君) 最後の踏切の関係につきまして御答弁申し上げます。

私が当時御答弁申し上げました趣旨は、書類を作成いたしましたして提出してあるというような意味の御答弁を申し上げたと記憶しておりますので、その辺ひとつ御了承を賜りたいと思ひます。

○十七番(関米吉君) それでは確認事項とさらに質問をいたしますが、「多摩川をきれいにする運動」等については市長が言われましたように、町会長の集りの中で相談し、市民

の自発的な盛り上げを期待してそういう方向にもっていくように努めると、これはわれわれ議員もそういうようなことについて一生懸命協力したいと思ひます。これはぜひいま市長が言われたように別に町会長だけでなしに、当然のことながらも広範なボイスアウトであるとか、「西東京を明るくする会」の青少年地区会であるとかいうようなところにも働きかけてもらうようにお願いしたいと思ひます。

それから身障者雇用促進法のことについては市長から答弁があったわけですが、非常に市長の答弁はそうけなかつたんですが、私もいろいろいま休憩時間中に担当課長からお聞きしましたのでこの点は了解いたします。ただ早晩民間企業においてはそういう形がとられる。特に労働者災害補償保険法、それから国家公務員の災害補償保険法というようなものもどうも民間の方が先行して、すぐに後からそういった公務員関係の方が追いかけてくるというふうなのがいままでの立法のあり方のようにも考えられるので、早晩そういう事態もきょうかと思ひます。そういう点を合点においてこの点についても努力していただきたいと思ひます。

それから、この助成金の問題については、やはり理事者がこういうことを答えているからそれをどうしろとか、私はこれをつくってその結果を早く出してどうのこうのという、そういう

ことの趣旨で質問したわけじゃないわけですけど、そのことを答えているから一体つくる気があるのかないのかということも言いたいです。ただいま市長が言われた一つの例は、つい最近起った保谷市の例であろうかと私も了解いたしますが、答申の内容等は保谷市の例を見る場合においてはかなり厳しいものが出されてお、いま市長が言われたとおりだろうと思います。いずれにいたしましても議会におけるハム式な発言であり、答弁であること、こういった認識の上に立ってやはりこういうことをやるんだということについては、ちりとやっていたきたい。これは補助金の問題について今年度中に何とかするということを了承します。必ずやっていたきたいと思います。

第五でしたんですが、青少年問題協議会の問題については小野課長に特にお願い申し上げておきますが、この青少協に対する補助金というものは、市の会計からは前渡金として渡されていると思うんです。ということになりますならば、全部がそろわなければ渡さないという形のもうございしに、あなたの責任の範囲でもって行われるものであると私は思っております。したがって特にこの点についてお願いしておきたいことは、この青少協の問題の活動の時期というものは夏休みが一番子供たちとの間にいろいろな行事が組まれて行われているのか各地区の青少協の実態ではなからうかと思ひます。五十年年度においては十月二日、

五十一年度では九月十六日いずれも夏休み以後の交付になっておるわけです。この点はどうしても夏休み前に出してやっていたかと思ひます。前渡金ですからございさると思う。それをひとつお願いいたしたいし、それから青少協への助成の問題については、現在、先ほども課長から言われましたように一地区平均二万七千円程度でしょう。それも算出の根拠というものが均等割と、人頭割と云ひますか、そういう形で行われておるといふことなんです、これはぜひ何とか改めたいと思ひます。ということは、やはり一生懸命やるところの青少協については、別にやらないところのものを全部削れ、カットせよといふことは私は申し上げませんが、こういうのを何と言ひますか青少協に關する助成、育成基金として現在のとおりの金額が支出されることについては、私は何ら異存は申し上げませんが、一生懸命にやっている地区青少協については、やはりそれなりの助成措置を講じられるようにお願いいたしたいし、このことについてどういふような考えを押し進めていく気があるかどうか、これはお答えをいたしたいと思ひます。それと言ひました時期を夏休み前にできるかどうかということ、それをひとつ、それをはつきりとした際お約束してお答えをいたしたいと思ひます。

それから健康都市宣言の問題については、ただいま市長が保健センター等がで

たならばそういう意味も含めたPR。啓蒙運動をやっていたというところでございませう。この点はそのように計らっていたのだというところをお願いしたいと思ひます。

それから「家庭の日」の問題については、いま市長が私の質問についてお答えいただきました。市長は「家庭の日」の問題については一貫して私が調べた範囲内においては公式の議事録では市長は常にそういうことを言っているんです。とにかくずと残しておきたいのが本心なんだと、しかしこういう社会的な情勢というふうなものとも考えてこれからのあり方をぜひ検討したいということ。私は市長の考えに私自身は賛成なんです。ただいまのところそういうものをつくりはなしにしようとして、当時としては一生懸命やっていたけれども、ま全く熱もさめてしまっている。このあり方は何とか改善していくべきじゃないかというところ、再三私も大野議員も申し上げておるわけで、決してこれをなくしてしまえとか何とかということとも言っていないはずだし、ただいまのままの有名無実のあり方であつては困るということでございます。で、このことについては、いま市長並びに小野課長の方から五十二年度中に「家庭の日」というものの問題については、いま一回初心に返つて謙虚に検討し、何とかこの問題についてしたい」という答弁がありましたので、そのようにひとつやっていたきたいということをお願いいたします。

そこで福生駅の二線橋問題ですが、これは私はいまの答弁では全く納得することはできません。この問題につきましては本当にいろいろと二にも記録がございませう。五十一年度の三月の第一回の定例会に、岩田議員があの交番の問題、それから向こう側のタクシーの問題、太陽交通です。そういう問題等に終りましていろいろと質問をされたわけですが、続きまして私の方からいままでお尋ねしたけれども、いつも何とかする。間違いない」という話だったんですけれども本当にこれは間違いないのか。私自身もこういう踏切の問題については地元において発生した問題について大変苦労した経験もあるし、今後完全な地元との合意が取りつけられてこういう形に取りつけられなければいけないんじゃないかと、それに対して佐藤崎助役は「本町の踏切問題でございませうが、了承は取りつけてございませう」と、

「ここであつた了承を取りつけた時期とその取りつけたということの根拠を明らかにしていただきたいと思ひます。でなければ後から出てくるこの陳情の問題がどうしても理解できない。ここを一つは、はっきりしていただきたいと思ひます。そういう面でこの踏切問題は私としては理解できませんので再答弁をお願いいたします。

最後の工事契約、工事契約の問題について市長の方から「工事おくれのものがあることについてはまことに申しわけない」ということ、それからいま助役の方から「各担当の工事発注

担当部所の皆さん方と協議した結果、今後こういうようなものがあった場合においては地元町会長より、又、必要があるならば教育関係、PTAの方面にもそういう目をつける。と、いうことを言うておりますが、それに二つ加えていただきたいのは表示の問題なんです。市民は二月の二十八日まで終るんだと、長い間そこが通行止めになつてしまふんだと、自分のところの工事を出すということも大変不便を感じただけで、二月の二十八日までいいわいというようなことでかまんとしているが、二月の二十八日に工事は終わりますよというような表示が出ていながら相も変わらぬのんびんだらりとやっているんだと、この問題についてはなお非常に複雑なむづかしい問題があろうかと思うんです。一体工期がおくれたら業者との契約はどうなるんだとかいろいろ問題点もあります。これは私は別な機会に譲りますけれども、少なくともそういうような事態ができたときにおいて、一からいろいろな各種団体の会合等が行われます。わいわい議員としていろんなところに行つて、お水のところの目の前で行われているところの工事が二十八日に終わるということになつていなければならない、まだ相変わらずやっているだけだとこれはどうなんだ。これは私は知りませんと、これじゃやっぱり困るんです。したが、て市民の協力を取りつけるということはやはり一番大事なことから、あつた道路表示については十分気を使つていただきたい。私はこの一般質問を通告してから何日か十日

以上たっているわけです。その間本当に担当にも言つて担当も努力しているんだけど、さうも言つたように、さういうように市の指導も無視している業者もいるわけです。私はさういう業者の名前は言いませんけれど、これじゃやっぱり困ると、こういうのは嚴重にやつてほしいと水を守つてもらいたい。したがって地元町会長や議員あるいはPTA、さういった関係者にさういうような工事延期の場合の措置をとると、で、さらに協力をいただくというような措置をとることは結構ですけれど、加えて地元に対する、地元というのはその工事現場に対する表示、これは確実に守つていただきたいということ、その場だけの工事でないですから、道路がそこだけか工事じゃないんですから、とにかく関係する関連道路についても、たとえばこちらから回りなさいとかいうような表示なんかについても特段の配慮をしていただきたい。さういふふうな思ふわけです。したがつて一応工事関係についてはさういふことをお願いし、納得いたしますけれども二線橋の件並びに青少協についていま一回答弁していただきたい。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君) ただいまの御質問の件でございますけれども補助金の交付内容でございます。現在御指摘のとおり均等割と人頭割というふうな計算で算出なされておりますけれども、御指摘のとおり積極的な地域の活動を行つ

ているところと多少控え目なところもあるようでございますので、その辺で積極性というふうなものをもっと生かすような方法で補助金制度を考えてみたいと思います。なお金額等につきましては、又、財政等の関係の絡みもありますのでその辺と絡みながら御検討申し上げ、かつここで何かそういうふうな制度等の検討の機関等もございますので、その中で又持ち上げてみたいということでもって、できたならば先ほどの「家庭の日」と一緒の期日までにその辺のところを御報告申し上げるということでもって御了承いただきたいと思います。その面では事業というふうなものに対する積極性というものを生かせるように進めていきたいと思います。それと第一点の夏休み前の補助金の交付の件でございますけれども、これにつきましては五十二年度においては確実に交付できるようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長(母井喜代次君) 暫時休憩いたします。

午後二時四十二分 休憩

午後二時四十八分 開議

○議長(母井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役兼庶務課長(篠崎俊夫君) 本町踏切の問題につきましては御心配をいただきましたことにお礼申し上げます。いままでも地元と接触していろいろと努力はいたしておるのでございますが、これからこの解決に向かって理事者としてしましては最大限の努力をいたしたいと存じます。又、全協等がございます都度結果を御報告を申し上げますが、私ども今後最大限の努力を傾倒するというところで、今回は御了承いただきたいと存じます。

○十七番(関米吉君) 非常に貴重な時間を私の一般質問にお当ていただき、いろいろとお答えをいただきましたことにありがとうございます。

このただいまの最後の二線橋の問題につきましては、多くの市民の皆さんの御協力をいただいているようにしてまもなくこの問題の落着をしようとしておるわけです。ただ残念なから最初に私が指摘しましたように、一〇〇%関係市民の了解が得られておられないような面があるように見受けられると、そういう問題についていま助役の方からとにかく最大限の努力をして皆さんの全面的な御協力をいただきたいと、得るように努力すると、

こういうようなことでございましたので、この問題についてはひとつそのように、又、そういう問題の経過については全協等の機会をとらえて報告をお願いしたいということをお願い申し上げます。

げてこの問題について了承したしたいと思います。

最後に一言要望を申し上げておきますが、これは私が先ほども申し上げたことでござい
いますけれど、とにかく私も一生懸命勉強していろんなことを申し上げておるわけです。
したがいまして理事者側もそれ相応の答弁は、もう本当にこれが実現した、あるいはも
う間違はなく近く実現するであろうというようなことになるわけです。私どもの立場をい
ろいろおもんばかっていただける点は、むしろ結果としてわれわれ議員の立場が損なわれ
るというような結果になりますので、この点はできないものはできないと、それからこの点に
ついてはなお十二分な時間を与えてというようなことをは、きりと言っていたきたいたと思
うんです。そんな意味において、先ほど市長が私の質問に答えまして、「研究する時
間を与えてほしい」というような答弁というものは、ぼくはまことにいい答弁だなと思うん
です。これだとすればとにかくある程度勉強すると、したがってこれからの議会答弁にお
いては検討する、善処する、前向きに取り組むというようなことについては、助役さん皆
さんの意思を統一しておいてください。私はそういう言葉が出てくるであろうと思つて本
当にいろんな角度からその言葉の勉強をやつしたんだけど、あんまり不用意にやられる
と本当にそういうことにもなりかねないので、は、きりとその点は勉強しておいていただきた

いと思ひます。

その点をお願いしまして今度の私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとう
ございしました。

○議長(西井喜代次君) 次に一番原敏子君。

(一番原敏子君登壇)

○一番(原敏子君) 二点にわたつて私の一般質問をさせていただきます。

まず第一点、出産費の代付制度についてです。

いま私たちの生活は不況とインフレのもとでますます苦しくなつてきています。昨年以来、
電気、国鉄、電話料など公共料金が軒並みに値上げになっています。このような物価高
を反映して医療費、特にお産の費用も年々値上がりしております。病院により多少
違いはありますが、四年前のお産の費用は約七万円ぐらいかかっており、現在では
約十五万円ぐらいかかると言われております。四年間で約二倍以上になっているのが現実で
す。保険のきかないお産の費用は多額の経費がかかるため、市において代付制度
を設ける考えがあるかどうかをまず一点お聞きします。

二点目に学童保育所の増設についてです。

本来学童保育所は留守家庭児童が放課後安全で生き生きとした生活が出来るようにと全国の多くの父母の手でつくられたものです。福生市の昭和五十年年度の行政報告書にも、学童保育事業は小学校低学年児童で放課後帰宅しても保護者の労働、又は疾病等の理由により適切な看護を受けられない者、又、遊び場などの適当な環境が得られないものに一定時間組織的に指導し、危険防止と健全育成を図るための児童福祉の事業であるといふようにつたてております。このようにつたわれているにもかかわらず、現在の学童保育所はその最低条件である子供たちの危険防止という点では、学童保育所に通うということ自体が大変危険であると言わざるを得ないと思います。現在七つの小学校がある中で学童保育所が五カ所しかありません。一小の子供は自宅よりほど遠くなる四小へ、七小の子供も自宅を通り越して五小へと通っています。この現実を前に、一小、七小の父母から学童保育所設置に対する陳情書や請願書が市議会に提出されそれぞれ採択されています。又、八小の開校も予定されている中で各学区に学童保育所を設置してこそ本来の目的に合致するものと考えますが、この点どのように考えられているかお聞きいたします。特に七小の場合、五小の学童保育所がわかたけ会館に移転されると聞きます。この移転で現実には七小の子供たちは

通えないのではないかと私は考えますが、この点どのように考えられているかお聞きいたします。

以上の二点ですが、市長の明快な答弁をお願いして私の一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

私は大体を申し上げまして、担当課長から詳しく申し上げるようにいたしましたと思います。御要項をお入れするような答弁だと大変私も気が楽なんですけれども、なかなか御満足のような御答弁もできないわけで残念でございますけれども、できないことは余りうそを言わないようにというただいま御注意をいただきました。(笑) 本当に申しわけないんですけれども、実は社会福祉協議会の方に出産の方の貸付制度というものをお願いしてございますので、その方にぜひお願いをしていただまして、新しい制度はつくらないようにという、二ついうことでございます。現在の補助の内容につきましては課長の方から詳しく御答弁を申し上げます。

それから二番目の学童保育所の問題でございますが、これもわずかに五つとおっしゃるかもしれませんが、わかれわかれいたしますとこの貧乏市でよく五つつくったものだと思ってい

るんです。議会のおかげで五つもできたということなんでございまして、なかなか容易じゃございせん。確かに全部あるにこしたことはないんでございまして、でございだけこれからがんばって早くつくるようにいたしたいと思ひます。確かに親御さんは大変だと思ひますので一生懸命いたしますけれども、七小につきましては現在のところ希望者が実は非常に少ないということなんでございまして、三人ぐらいじゃないかということございまして、そうするととも三人ぐらいでは市としても少し犠牲が大き過ぎるんじゃないだろうか、こういうことございまして申し込んでも多ございますれば、又、つくろなくちゃいけませんけれども、現在のところはまことに申しわけありませんがほかに通つていただいたいたと、こういうことございまして。私たちも一枚につづつはなるべく早くつくりたいという希望をもっておりまして、そのような向きで進んでまいりますのでしばらく御猶予をちょうだいしたいということございまして。後は課長の方から御答弁申し上げますのでようしく願ひいたします。

○福祉事務所長(八木房雄君) 自席からお評しをいただきますまして市長の答弁の補足説明を申し上げます。

出産費の貸付制度につきましてはいま市長の方からお話がありましたとおり、

五十年の四月に福生市の社会福祉協議会に対して資金の貸付制度を設けております。これにつきましては一件が最高五万円以内ということに相なつてゐるわけございします。出産費の問題につきましては非常にお話のとおり、だんだん高くなつてゐることは事実でございします。しかしながらこの出産費につきましては他の法律がございまして、本当に所得のないという方につきましては生活保護法の中の出産扶助というのがございします。これらについてやはり御援助申し上げたいと、なお生活保護法に適用されない方につきましては児童福祉法の二十二条に助産施設への入所処置というのがございします。これらについて市としましても昨年来五件ほど御相談がございましたので、御援助申し上げてゐるわけございまして、これらを活用すれば新たに制度を設けなくても十分何とか処置できるのではないかというふうに考へております。

それから学童保育所の関係でございしますが、お話のとおりにわかたけ会館の方に五小にございます学童保育所が本年の四月に移転するわけございまして、これらにつきましては十分危険防止等から、危険のないようにというふうなチウシも対象者に配付してございします。なお七小の関係につきましては、先ほど市長の方からお話がありましたとおり、現在のところ今日までが申し込み期限でございまして、七小の関係では三名しか

申し込みかございません。したがって学童保育所というのは大体二名の指導員がおりますから大体二十名以上おらないと一つのクラスが開設できないというふうな考えを持っておりますので、増加しましたらその時点で考えていきたいというふうに考えております。きのうまでの学童保育所に対する申し込み数でございますが、学童保育所は五カ所で一所四十名で二百名の定員でございますが、きのうまでで合計百二十名の申し込みがございます。いま現在のところの定員で十分達しているというふうに考えております。なおいま原議員さんからのお話があったとおり、どなたでも学童保育所に入れるというわけではございませんで、言うならばかき子対策で保護者の労働、又は疾病ということでは家庭に保護者がいないか、子対策ということでもその子供たちを見ていくわけでございます。今後につきましても十分考えてまいりたいというふうに考えております。

○一番(原敏子君)

自席から再質問させていただきます。

最初の出産費の貸付制度についてなんですけれども、先ほど言われましたように、確かに生活の代貸し付け資金ですか、これが社会福祉協議会で行われておるこの最

高が五万円なのです。

それで市長がいま言われたのはお産の費用にもそれは当然生活貸付資金だから適当と認められれば当然借りられると思うんですけれども、それは最高五万円です。私はいま言いましたように約十五万円くらいかかるということです。病院に

よって多少の差があるでしょうけれども、こういう現実の中で生活貸付資金のわくを広げて出産の場合は十万円まで貸すと、こういうようなことに具体的にしていたいただきたいと思うんです。五万円ではなかなか大変じゃないか。それで所長が言われましたけれども

も確かに出産の場合にはほかの法律もあると言われて、確かに入院助産制度はあります。

あるんですけれどもこの五十年度の行政報告書を見ても一人の適用しかないんです。それで私は思うんですけれども、この入院助産制度自体が適用されるのが現在の生活水準には合っていないんじゃないかと思うんです。だからなかなかこういう制度でお産をしたいと思ってもできない、そういうことと同時によく聞くんですけれども、この入院助産制度でお産すれば妊婦

の食事の問題から寝具の問題から病院における待遇の問題まで変わってくる、こういう中で自分の子供を産むという女性の大事な仕事のとこに、できることならば自分たちのお金で子供を産んで去るたいというのか女の人の考えだと思えます。そういう中でやっぱり貸付制度をつくらなければならないのか、やっぱりタダの士にならなければならないかと思うん

です。現在こういう出産の貸付制度をしている各市もあるんです。条例を改正してこれからやうていこうという三多摩の中にもそういう市がありますし、それで社会福祉協議会で生活貸付次員金のわくを広げて出産の場合は十万円ですと、それを二十回で払ってくださいとかそういうふうにしていけば、私はもっとこういう点ではこの生活貸付資金も生まてくるんじゃないかと思ふんです。その点でただ、いまある生活貸付資金というものがあつたので、それを頼りにしてほしいというふうに考へておられるのか、料を広げて後五万円ぐらい広げてやうたらいいんじゃないかというふうに私は考へるんですけれども、その点、そんなの必要ないというふうに思われるのか、もう一回これは市長にお聞きしたいんです。

それと学童保育所なんですけれども、この子供だつて一小の子だつて、七小の子だつて自分とこの学校のそばで学童保育所があつて危険のない、自分の言つてみれば縄張りがないところで学校の放課後遊ばたいというのはどんな子供だつてそうじゃないかと思ふんです。そういう中ででるだけ早くつくりたいというふうに思われているということは大変うれいと思ふんです。しかし七小の場合に限つて希望者が三人しかいないから、申し込みが多ければ考へるって言われましたけど、現実に私もこのう行つてみましたけど、七小から今度でくるわかたけ会館まで一年生から三年生までの子供をあすこまで通わせるんだつた

ら親はよほど覚悟しなければ入水ませんよ。市長もあつた方だから御存知だと思ふけれども距離にして二キロ近くあるんです。そういう中でどうして小学校へ入、たばかりの子供を、保育園をやつと卒業してやうと学校へ行くようになつたといううな子供を一人で歩かせていけるかどうかという点を、危険防止のチウシを配、たといつてもそれを親が見て、親が注意するだけであつて、先生なり指導員なり市役所なりが学校の放課後かためて連れていくというならまだ考へられるんですけれども、七小の子供なんか特に福生団地に居住する子供が多いでしょうし、福生団地からはるかかなた、ずと坂の上までいて内手の信号ですか、あそこまで行くと、こういうふうなことは私の子供だつたうとてもどんなにかがう子になつて大変でもやれないんじゃないかというふうに私は考へるんです。そういう点でたつた三人しかいないから七小にはいらななんだということでは、又、それはあんなに遠いから三人しかいないんです。結局そういう子供はやはり自分の家の周りにかがう子として放置されて、それが交通事故とか子供の将来の非行の問題につながるというふうに私は考へるんですけれども、その点、いままで五小にあつても遠いというふうな不満が出ていました。だから請願が出て七小の中にも学童保育所をつくつてほしいという声があつて、この請願は議会でも当然だということで採択されてゐるんです。これをそのまま放置しておいて